

平成 19 年 1 月 18 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号:3719)
問合せ先 取締役管理本部長 宮武 晴明
電話番号:03-3343-6680

当社子会社に係る訴訟の経過に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン(以下、「UCJ」といいます)は、平成 18 年 1 月 20 日及び平成 18 年 8 月 18 日にお知らせいたしましたとおり、有限会社ティー・ピー・ジー(以下、「ティー・ピー・ジー」といいます)より訴訟を提起されておりましたが、当該訴訟の経過について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経過

既にお知らせいたしましたとおり、ティー・ピー・ジーは、UCJ に対し、平成 17 年 6 月 28 日付貸付債権等譲渡契約に基づき、代金支払請求の訴えを申し立てておりました。

ところが、ティー・ピー・ジーは、平成 18 年 8 月 16 日付けの内容証明郵便で、裁判外において貸付債権等譲渡契約を解除しました。これに伴い、ティー・ピー・ジーは、代金支払請求の訴えを損害賠償請求の訴えに変更(以下「本件変更」といいます。)する旨申し立てておりました。

本件変更が認められるには UCJ の同意が必要となりますが、UCJ は、訴訟内外のあらゆる事情を考慮し、平成 19 年 1 月 18 日の裁判期日において、本件変更に同意しないことを陳述いたしました。

このまま UCJ の不同意が認められると、法律上、訴えが変更されずに代金支払請求の訴えと損害賠償請求の訴えの両者が審理の対象となります。ただし、裁判所は、本件変更が法律上認められる可能性があるとの見解も示しております。

従いまして、今後本件変更が認められ、審理の対象が損害賠償請求に変更される可能性もあります。この点については、本件変更の取扱いが確定した時点で、速やかにお知らせいたします。

本訴訟の経過に関しましては、「当社子会社に係る訴訟の提起に関するお知らせ」(平成 18 年 1 月 20 日開示)及び「当社子会社に係る訴訟の経過に関するお知らせ」(平成 18 年 8 月 18 日開示)をご参照下さい。

2. 損害賠償請求の内容

ティー・ピー・ジーは、貸付債権等譲渡契約を UCJ の債務不履行を理由として解除したことにより、18 億 777 万 4794 円の損害を受けたと主張して、UCJ に対し、同額の損害賠償請求をしております。

3. 今後の見通し

UCJ といましては、代金支払請求及び損害賠償請求に対し、従前どおり、UCJ はそもそも貸付債権等譲渡契約の履行義務(代金支払義務)を負っておらず、従って債務不履行責任(損害賠償義務)を負うこともないと主張し争っていく方針です。

本件による当社業績への影響は現段階では明らかではありません。影響が出ることとなった場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

ご参考



平成 18 年 8 月 18 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号:3719)
問合せ先 取締役管理本部長 宮武 晴明
電話番号:03-3343-6680

当社子会社に係る訴訟の経過に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン(以下「UCJ」といいます)は、平成18年1月20日にお知らせいたしましたとおり、有限会社ティー・ピー・ジーより訴訟を提起されておりましたが、当該訴訟の経過について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経過

有限会社ティー・ピー・ジーが、同社とUCJの間で締結された平成17年6月28日付貸付債権等譲渡契約書に基づき、UCJに対し貸付債権等の受け取りと代金55億4000万円の支払いを求めておりましたが、有限会社ティー・ピー・ジーは、平成18年8月16日付けの内容証明郵便で債権譲渡契約を解除いたしました。従いまして、UCJとしては債権の売買代金債務55億4000万円については遡及的に解消いたしました。

当該訴訟についても有限会社ティー・ピー・ジーは、現在の請求を維持することは出来ないこととなります。

以 上

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号:3719)
問合せ先 管理部マネージャー 中本 文太
電話番号:03-3343-6680

当社子会社に係る訴訟の提起に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン(以下「UCJ」といいます)は、平成 17 年 12 月 27 日付にて訴訟の提起を受けました(訴状送達は平成 18 年 1 月 11 日)ので下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 訴訟の原因および提起に至った経緯

有限会社ティー・ピー・ジーが、同社と UCJ の間で締結された平成 17 年 6 月 28 日付貸付債権等譲渡契約書に基づき、UCJ に対し貸付債権等の受け取りと代金 55 億 4000 万円の支払いを求めておりました。UCJ としては履行義務がないと認識しており折衝してまいりましたが、この度有限会社ティー・ピー・ジーは UCJ に対して訴訟を提起しました。

2. 訴訟を提起した者

- (1) 名称 有限会社ティー・ピー・ジー 代表取締役 中島 龍成
- (2) 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 8 号

3. 訴訟の内容

売買契約の履行請求(代金 55 億 4000 万円の支払い)

(売買契約の履行を求める訴訟であり、仮に請求どおりの判決が下された場合、UCJ は債権を購入することとなります。その債権の価値(回収額又は転売価額)と購入額の差額が UCJ の利益または損失となります。なお、当該貸付債権の評価は現在調査中であります。)

4. 今後の見通し

UCJ は、上記の貸付債権等譲渡契約書の規定に基づき、売買契約の履行義務は UCJ にはないことを争う方針です。UCJ の主張が裁判所に受け入れられるか否かは、現段階では明らかではありません。UCJ の主張が裁判所に受け入れられない場合は、貸付債権等譲渡契約書の対象である債権の価値(回収額又は転売価額)と購入額の差額が UCJ の利益または損失となります。

本件による当社業績への影響は現段階では明らかではありません。影響が出ることとなった場合には、速やかにお知らせ致します。

以 上